

○飯塚市臨時的任用職員取扱要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第2号

改正 H22-94、H29-74、R2-91

(趣旨)

第1条 この告示は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3の規定に基づき、緊急の場合又は臨時の職に関し臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(R2-91一改)

(臨時的任用の運用)

第2条 臨時職員の任用は、前条に規定する目的に従い、法の趣旨及び予算の範囲内において、必要最小限度に運用されなければならない。

(服務、勤務時間及び休憩時間)

第3条 臨時職員の服務、勤務時間及び休憩時間は、その臨時職員が所属する勤務場所の正規の職員に準ずる。

2 所属長は、勤務の特殊性その他の理由により前項の規定により難いと認めるときは、任命権者の承認を得て、勤務時間及びその割振りを変更することができる。

(休日)

第4条 休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までとする。

(年次有給休暇)

第5条 臨時職員の年次有給休暇(以下「有給休暇」という。)は、次のとおりとする。

(1) 任用期間が6月を超え(予定の者を含む。)継続して任用する場合に、別に定める基準により付与する。

(2) 有給休暇は、1日又は1時間単位とする。

2 臨時職員が有給休暇を取得しようとする場合は、年次有給休暇経伺票により所属長の承認を受けなければならない。

(H22-94一改)

(賃金)

第6条 賃金は、正規の勤務時間における勤務の対価として支給するもので、その額は予算の範囲内で別に定める。

(H22-94一改)

(勤務1時間当たりの賃金)

第7条 勤務1時間当たりの賃金は、賃金日額を1日の勤務時間で除して得た額とする。

(割増賃金の種類)

第8条 臨時職員には、賃金のほか、次に掲げる割増賃金を支給する。

(1) 時間外勤務割増賃金

(2) 休日勤務割増賃金

(3) 夜間勤務割増賃金

(時間外勤務割増賃金)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員には、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第19条の規定に準じた時間外勤務割増賃金を支給する。

(休日勤務割増賃金)

第10条 第4条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ勤務した臨時職員には、賃金に替えて、その勤務した全時間について勤務1時間当たりの賃金の100分の135を休日勤務割増賃金として支給する。

(夜間勤務割増賃金)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた臨時職員には、賃金にその勤務した全時間(睡眠時間を除く。)について、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの賃金の100分の25を夜間勤務割増賃金として支給する。

(適用除外)

第12条 第9条及び第10条の規定は、次の各号のいずれかに該当する臨時職員については適用しない。

(1) 勤務場所に常時起居する臨時職員

(2) 公務により出張中の臨時職員

(3) 夜警員等監視、断続的業務に従事する臨時職員

(端数計算)

第13条 賃金の基礎となる勤務時間数、1時間未満の端数及び勤務1時間当たりの賃金の計算等の取扱いは、給与条例第23条の規定の計算の例による。

(賃金の支給)

第14条 賃金の計算期間は、特別の事情がある場合を除き、毎月1日から末日までとし、賃金は翌月の22日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、繰り上げる。

(R2-91一改)

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職し、引き続き5日以上勤務する者で基準日以前8箇月間に6箇月以上在職するものに支給し、基準日以前6箇月以内(1箇月以上6箇月以内)の期間に応じて予算の範囲内で支給する。

2 期末手当の算定の基礎となる額(以下「算定基礎額」という。)は、日額の21日分を乗じて得た額とする。ただし、常勤しない臨時職員に係る算定基礎額は、日額に1月平均の勤務日数を乗じて得た額とする。前項の在職期間を通じ、1月平均の勤務日数が、当該臨時職員について定められた所定勤務日数の一定割合に満たない場合についても同様とする。

(H29-74一改)

3 期末手当の額は、前項の算定基礎額に飯塚市職員に支給する期末手当の支給率を乗じて得た額に別に定める割合を乗じて得た額とする。

(H22-94一改)

(任用の手續)

第16条 所属長は、臨時職員を任用し、又は任用期間の更新をしようとするときは、臨時的任用申請書に任用の理由、期間、賃金日額、資格要件及び任用しようとする者の氏名等を明記して、任命権者の決裁を受けなければならない。

(H22-94一改)

2 任命権者は、前項の決裁に基づき、任用しようとする者に辞令書を交付しなければならない。ただし、勤務労働条件の変更を伴わない任用期間を更新する場合は、辞令書を交付するものとする。

(H22-94一改)

(任用の期間)

第17条 臨時職員の任用期間は、6月を超えてはならない。ただし、事務上必要があるときは、6月を超えない期間で更新することができるが再度更新することはできない。

(期間満了)

第18条 臨時職員の任用(更新された場合を含む。)は、任用期間の満了によりその効力を失うものとする。

(退職)

第19条 臨時職員は、任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職予定日の2週間前までに所属長を経て、任命権者に退職願により退職を申し出なければならない。

ない。

(H22-94一改)

(解任)

第20条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、本人の意に反して解任することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他その業務に必要な適格性を欠く場合

2 前項に規定する解雇は、所属長の内申により解雇通知書を当該臨時職員に交付して行うものとする。

(H22-94一改)

(欠勤、遅刻及び早退)

第21条 臨時職員は、欠勤、遅刻又は早退をしようとするときは、事前にその理由を付して、所属長の承認を得なければならない。

(賃金の減額)

第22条 臨時職員が有給休暇以外の事由により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき第7条に規定する勤務1時間当たりの賃金を減額する。

(解雇通知)

第23条 任用期間を2月以内の期間を定めて任用する臨時職員及び季節的業務に4月以内の期間を定めて任用する臨時職員を任用期間を超えて引き続き任用している場合並びに任用期間2月を超えて任用している臨時職員を解雇しようとするときは、少なくとも30日前までに、当該臨時職員に対して任命権者はその予告をしなければならない。

2 前項に規定する解雇予告は、解雇予告通知書を当該臨時職員に交付するものとする。

(H22-94一改)

(補則)

第24条 この告示に定めるもののほか、書類の様式その他臨時的任用職員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(H22-94追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月25日に在職する臨時職員で、引き続き同年3月31日まで任用される者については、なお合併前の飯塚市臨時的任用職員取扱要綱(昭和60年)、穂波町臨時職員雇用規程(昭和37年穂波町告示第34号)、庄内町一般職の臨時職員等の任用及び勤務条件に関する規則(平成9年庄内町規則第3号)及び潁田町臨時職員の雇用等に関する規程(平成2年潁田町訓令第2号)の例による。

(在職期間の通算)

- 3 合併前の飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町又は潁田町の臨時職員であって、施行日以後に本市の臨時職員となったものに対する第15条第1項及び第2項の規定の適用に当たっては、その者の本市の臨時職員としての在職期間には、その者の飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町又は潁田町の臨時職員として在職した期間を通算するものとする。

附 則(平成22年4月6日 告示第94号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市臨時的任用職員取扱要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月15日 告示第74号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日 告示第91号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。